

第百二回国会 大蔵委員会 議録 第二十一号

昭和六十年四月二十三日(火曜日)
午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 糸山英太郎君

加藤 六月君

田中 秀征君

東 力君

藤井 勝志君

山中 貞則君

川崎 寛治君

藤田 高敏君

古川 雅司君

安倍 基雄君

箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵省主計局次 長 平澤 貞昭君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

四月十九日

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案の撤回等に関する請願(工藤晃君紹介)(第三四三三三号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第三四三四四号)
同(不破哲三君紹介)(第三四三三五号)
所得税の課税最低限度額引き上げ等に関する請

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十一号 昭和六十年四月二十三日

願(浦井洋君紹介)(第三四三六六号)

同(田中美智子君紹介)(第三四三七七号)

同(林百郎君紹介)(第三四三八八号)

同(松本善明君紹介)(第三四三九九号)

同(伊藤茂君紹介)(第三五六六六号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三五六七七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第三五六八八号)

同(不破哲三君紹介)(第三五七〇号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(橋山静六君紹介)(第三四七一七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第三四七二七号)

大蔵委員会議録第二十一号 昭和六十年四月二十三日

○越智委員長 これより会議を開きます。
この際、大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。
○竹下國務大臣 参議院補助金等に関する特別委員会におきまして、審議に先立ち、事業全体が実施できないことによる影響を無視できないことにかんがみ、政府における特段の配慮と善処が求め

本日(の)會議に付した案件
國債整理基金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
産業投資特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

四月十九日
自動車関係諸税の増税反対等に関する陳情書(栃木県下都賀郡大平町議會議長天海友一)(第二八六号)
共済年金制度の改革に関する陳情書外一件(和歌山市七番町二字治田省三外一名)(第二八七号)
は本委員会に参考送付された。

同(沢田広君紹介)(第四〇一四号)
同(渡辺利久君紹介)(第四〇一五号)
同(新村勝雄君紹介)(第四〇一六号)
同(田中利雄君紹介)(第四〇一七号)
同(野口幸一君紹介)(第四〇一八号)
同(藤田高敏君紹介)(第四〇一九号)
同(細谷治嘉君紹介)(第四〇二〇号)
同(武藤山治君紹介)(第四〇二二号)
同(村山富市君紹介)(第四〇二三号)
は本委員会に付託された。

られ、私から、昨日次のように発言いたしました。

公共事業予算については、事業配分にかかわるので、全般的にその執行を差し控えているところであるが、事業全体が実施できないことによる影響も無視できない事態となつていくことから、種々困難な問題はありますが、現在、引き下げ対象外の事業を振り分けて執行に入るべく努力している。引き下げ対象の事業についても、積雪寒冷地域等については、本法案成立後直ちに交付決定、発注ができるよう、設計協議等の準備行為を進めるなど、ぎりぎりの工夫をしてまいりたい。

なお、衆議院大蔵委員会における御審議については、今後とも十分配慮してまいりたいと存じます。

○越智委員長 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。政府より趣旨の説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。昭和六十年年度以降、国債の大量の償還、借りかえという事態を迎えることとなりますが、本法律

案は、これに円滑に対応するため、国債整理基金特別会計について所要の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、年度内に償還される短期の借換国債の発行及び償還をこの会計の歳入歳出外で行うことができることとしております。

また、翌年度における国債の整理または償還のため、予算をもって国会の議決を経た額を限度として、借換国債を前倒し発行することができるとしてあります。

次に、政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち売却可能分については、国債の償還財源の充実に資するため、この会計に帰属させることとするなどの措置を講ずることとしております。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

ただいま申し上げました、政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち政府の義務保有分については、産業投資特別会計の資本の充実に資するため、この会計に帰属させ、その配当金収入を同特別会計において活用することにより、もって、国民経済の発展と国民生活の向上に資することとするなどの措置を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち政府の義務保有分については、産業投資特別会計の資本の充実に資するため、この会計に帰属させることとしております。

次に、一般会計への繰り入れ規定を設けるなどの所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正

する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五節 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債(当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム)ヲ起スコトヲ得

前項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ募集金ハ国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ之ヲ国債整理基金ニ編入スベシ

国債整理基金ハ第一項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ償還ノ為国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ使用スルコトヲ得

第五節の次に次の一条を加える。

第五節ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ經タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十條ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本たばこ産業株式

会社ノ株式ノ総数ノ二分ノ一ニ当タル株式及日本電信電話株式会社(昭和五十九年法律第八十五号)附則第三條第十二項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本電信電話株式

株式ノ総数ノ三分ノ二ニ当タル株式ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所屬サ

スベシトス

第十七条 国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ノ処分(当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ譲渡ヲ含ム)事項ニ於テ之ニ同ジニ因ル収入金及国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ニ係ル配当金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スベシ

国債整理基金ハ第一條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外国債整理基金特別会計ニ所屬スル株式ノ管理(当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ行使ヲ含ム)及処分ニ關スル費途ニ使用スルコトヲ得

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第六条第一項中「第五条」を「第五条第一項及び第五條ノ二」に改め、同条第二項中「第五条」を「第五条第一項又は第五條ノ二」に改める。

理由

今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の歳入歳出外としての発行及び償還並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができるようにするとともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの会計に所属させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「経済の再建」を削り、「貸付」を「貸付け」に、「行うため」を「行ふため」に、「貸付」を「貸付け」に、「行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する」に改め、同条第二項中「特別減税国債の発行に因る収入金」を削り、「特別減税国債の発行に因る」を「特別減税国債の発行に因る」に改め、同条第三項を削る。

第三条中「並びに一般会計」を「一般会計」に、「相当する額と」を「相当する額並びに」に、「この合計額」を「と、附則第十七項の規定によりこの会計に所属した資産に相当する額との合計額」に改める。

第四条第一項中「特別減税国債の発行に因る収入金、外貨債の発行に因る」を「外貨債の発行に因る」に改め、「特別減税国債の償還金及

び利子」を削り、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金(第十四条において「借入資金」という。)の償還金及び利子、第一条第三項に規定する債務の元金及び利子」を「一般会計への繰入金」に改め、「特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を削り、同条に次の一項を加える。
3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとし、当該繰入金に相当する額は、第八条の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

第十四条中「特別減税国債の償還金及び利子」、「借入資金の償還金及び利子」及び「特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を削る。

附則第十七項を次のように改める。

17 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十条の規定により政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社の株式の総数の二分の一に当たる株式及び日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)附則第三条第十二項の規定により政府に無償譲渡された日本電信電話株式会社の株式の総数の三分の一に当たる株式は、この会計の資本の充実に資するため、一般会計から無償でこの会計に所属替をするものとする。

附則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

理由

産業投資特別会計の資本の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年五月十一日印刷

昭和六十年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局